一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款

神建安住第 382 号
平成 16 年３月 31 日（制定）
平成 16 年６月８日（改正）
平成 16 年 12 月 20 日（改正）
平成 17 年３月 31 日（改正）
平成 18 年９月 30 日（改正）
平成 19 年４月１日（改正）
平成 24 年９月６日（改正）
平成 25 年４月１日（改正）
平成 25 年 10 月１日（改正）
平成 27 年３月５日（改正）
平成 28 年 10 月１日（改正）
平成 29 年４月１日（改正）
平成 30 年４月 23 日（改正）
平成 31 年４月１日（改正）
令和１年５月１日（改正）
令和３年１月１日（改正）
令和３年４月１日（改正）
令和４年４月１日（改正）
令和４年１０月１日（改正）
令和５年４月１日（改正）
令和５年８月１０日（改正）
令和７年４月１日（改正）
令和８年１０月１日（改正）

第１章　総則

（総則）

第１条　申請者（以下「甲」という。）と、甲の依頼により業務の対象となる建築物（以下「対象住宅」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」という。）を行う一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「乙」という。）との間で締結される契約は、この適合証明業務契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。

（契約）

第２条　契約は、甲が料金を添えて行う適合証明業務に係る申請に対し、乙が別記［第１号様式］に定める引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）を交付することをもって締結されたものとする。

２　前項に係る契約に際して、乙がこの約款を執務場所に掲示している場合は、引受承諾書への約款の添付を省略することができる。ただし、甲がその添付を求めた場合はこの限りでない。

（責務）

第３条　甲及び乙は、契約に係る適合証明業務を円滑に遂行するため、独立行政法人住宅金融支援機構法のほか、建築基準法等の関係法令並びに一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）等に定められた事項を遵守する。

２　乙は、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務料金規程に定める料金（以下「料金」という。）の一覧を執務場所に掲示しなければならない。

３　乙は、引受承諾書に定められた業務を的確に遂行するとともに、甲からの相談及び業務の進

行状況に係る照会等に対し、誠実に対応しなければならない。

4　甲は、乙の求めに応じ、適合証明業務の遂行上必要となる情報等を乙に提供しなければならない。

5　甲は、乙が適合証明業務を実施するため、対象住宅及びその敷地へ立ち入る場合は、特段の理由がない限りこれを拒否してはならず、また、乙から指摘された申請図書等の不備等に対しては、すみやかにこれを訂正しなければならない。

第２章　業務

（業務）

第４条　乙が行う業務は、適合証明業務における設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査又は中古住宅適合証明に係る業務とする。

（業務を行う期日等）

第５条　乙が、適合証明業務に係る業務を行う期日・時間は、次に掲げる休日以外の日の午前９時から午後５時 30 分までとし、正午から１時間の休憩時間を置くものとする。なお、そのうち、受付は午後５時までとする。

一　日曜日及び土曜日（ただし、中間現場検査及び竣工現場検査にあっては日曜日）

二　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日

三　12 月 29 日から翌年の１月４日までの日（前２号に掲げる日を除く）

四　当協会が必要と認めてあらかじめ周知した日

（検査期間等）

第６条　甲から申請された適合証明業務を乙が遂行する期間は、業務ごとに次に掲げる期日とする。ただし、期日の算定にあたっては、受付日及び前条に掲げる休日は当該期間に参入せず、また、その期間の末日が休日に該当する場合は、その翌日をもって満了日とする。

（１）設計検査（計画変更検査を含む。）に係る業務

引受け後、甲に求めた補正、追加説明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

（２）中間・竣工現場検査に係る業務

検査後、甲に求めた追加説明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

（３）中古住宅適合証明に係る業務（（４）に掲げるものを除く。）

現地調査後、甲に求めた補正、追加説明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

（４）中古住宅特例融資、中古・リノベ適合証明に係る業務

①現況検査に係る業務は、現地調査後、甲に求めた追加説明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

②中古住宅適合証明に係る業務は、現地調査後、甲に求めた補正、追加説明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

（５）賃貸住宅リフォーム融資適合証明に係る業務

①賃貸住宅リフォーム工事計画の確認に係る業務は、引受け後、甲に求めた補正、追加説明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

②賃貸住宅リフォーム工事適合証明に係る業務は、現地調査後、甲に求めた補正、追加説

明等の全てが是正完了したことを乙が確認できた日から７業務日以内

２　乙は、甲の非協力、第三者の妨害、天災等、乙の責に帰することのできない事由により期間内に当該業務を終了することができない場合は、前項の規程に拘らずその期間を延長することができる。なお、この場合の延長期間は、遅延事由の解除後、甲乙協議してこれを定める。

（申請手続等）

第７条　適合証明業務に係る申請手続き等は、機構の定める業務方法書（以下（業務方法書）という。）及び業務規程によるものとする。

２　乙は、中間現場検査若しくは竣工現場検査において、その計画が大幅に変更されたと認める場合は、甲に対し、当該検査申請書を取下げ、別件として新たな申請を行うよう求めることができる。

３　甲は、乙より第２項の規定に基づく求めがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

（料金の収納等）

第８条　甲は、乙と適合証明業務契約を行う場合は、乙が引受承諾書を交付する前に料金を現金又は銀行振込等で乙に支払わなければならない。

２　前項の規定は、緊急の場合等で甲及び乙でその納入方法を別に定めた場合は、適用しない。なお、この場合における振込み費用等の納入に係る費用は、甲の負担によるものとする。

３　乙は、甲との協議により一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

４　乙は、第１項又は第２項の規定により収納した料金は、返還しない。ただし、第 10 条第２項に該当する場合は、この限りでない。

５　甲の依頼のある場合に限り、乙は料金領収書を甲へ交付する。

（通知書等の交付）

第９条　乙は、第４条に掲げる業務にあたり甲の申請に基づき実施した検査の結果、当該住宅が機構の定める基準に適合することを認めたときは、業務方法書に定める通知書等を、甲に交付する。

２　乙は、第６条の各号に掲げる業務にあたり甲の申請に基づき実施した検査の結果、当該住宅が機構の定める基準に適合しないと認めたときは、別記［第２号様式］に定める適合しない旨の通知書等を、甲に交付する。

第３章　契約の解除等

（甲の解約権等）

第 10 条　甲は、乙が第４条に掲げる業務を完了しない期間中は、別記［第３号様式］に定める取下げ届による書面による通知を乙に行うことにより任意に契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号の一に定める事由が生じた場合は、書面をもって乙に通知することにより契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し、既に支払った料金の返還及び契約解除に伴う損害を受けた場合における賠償を求めることができる。なお、乙は、契約解除による損害を甲に請求できない。

（１）乙が正当な理由なく、第６条第１項に規定する期間内に業務を完了せず、また、その見込みがない場合

（２）乙がこの約款に違反していることにつき、甲が相当期間を定めて催告しても、是正されない場合

（乙の解約権等）

第 11 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（１）甲が、正当な理由なく、速やかに料金を支払わない場合

（２）甲がこの約款に違反していることにつき、乙が相当期間を定めて催告しても、是正されない場合

２　乙は、甲が乙の職員等に対し、以下の各号のいずれかに該当し、職員の就業環境を害する行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）を行った場合、何らの催告を要せず、この契約を解除、又は引受けを拒否することができる。

（１）身体的な攻撃、又は精神的な攻撃

（２）威圧的な言動、又は過剰な要求

（３）拘束的な行為

（４）その他、職員のプライバシーの侵害、又は性的な言動等

３　前二項の契約解除場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。なお、乙は、契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責任を負わない。

４　第１項及び第２項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に求めることができる。

（乙の免責）

第 12 条　乙は、乙の行う適合証明業務に関し、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わない。

（１）甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて業務を遂行した場合

（２）前条第２項のカスタマーハラスメントへの対応、又は事実関係の調査・確認等により審査業務に遅延が生じた場合

（３）この契約が前条の規定に基づき解除された場合

（４）乙による故意又は重大な過失がない場合

２　乙は、乙が行う適合証明業務に係る対象住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第２０１号）その他の法令に適合することについて保証しない。

３　乙は、乙が行う中間現場検査、竣工現場検査又は中古住宅適合証明にかかる対象住宅に瑕疵がないことについて保証しない。

第４章　雑則

（個人情報及び秘密情報）

第 13 条　乙は、業務上知り得た甲の個人情報並びに秘密情報について漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務その他公庫業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。

２　乙は、適合証明業務に関して知り得た個人情報並びに秘密情報の適切な管理のため必要な措置を講ずる。

（別途協議）

第 14 条　この約款に定めのない事項で協議等が必要な事項又はこの約款に規定されている事項

の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを定める。

附則

この約款は、平成 16 年４月１日より施行する。
この約款は、平成 16 年７月１日より施行する。
この約款は、平成 17 年１月１日より施行する。
この約款は、平成 17 年４月１日より施行する。
この約款は、平成 18 年 10 月１日より施行する。
この約款は、平成 19 年４月１日より施行する。
この約款は、平成 24 年９月６日より施行する。
この約款は、平成 25 年４月１日より施行する。
この約款は、平成 27 年４月１日より施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年４月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年５月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年４月 1 日から施行する。
この規程は、令和１年５月 1 日から施行する。
この規程は、令和３年１月 1 日から施行する。
この規程は、令和３年４月 1 日から施行する。
この規程は、令和４年４月 1 日から施行する。
この規程は、令和４年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和５年４月 1 日から施行する。
この規程は、令和５年８月１０日から施行する。
この規程は、令和７年４月 1 日から施行する。
この規程は、令和８年１０月 1 日から施行する。

［第１号様式］

引受承諾書

第　　号
令和　　年　　月　　日

（申請者）　　様

一般財団法人神奈川県建築安全協会
登録番号：

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第２条第１項の規定に基づいて引受けます。

記

１．受 付 日
令和　　年　　月　　日

２．建設場所

３．対象住宅の区分
【新築工事】

□ 一戸建て等　□ 共同建て	
□ フラット３５、財形住宅	
□ フラット３５Ｓ	
Ｓ適用基準	【金利Ｂプラン】
	□ 省エネルギー性　□ 耐震性 □ 耐久性・可変性　□ バリアフリー性
	【金利Ａプラン】
	□ 省エネルギー性　□ 耐震性 □ 耐久性・可変性　□ バリアフリー性
	【ZEH】
	□ ZEH（-M）　□ ZEH(-M) Oriented
維持保全型	□ 長期優良住宅　□ 予備認定マンション

４．手数料の額
□ 設計検査　□ 中間現場検査　□ 竣工現場検査　□ 竣工済特例
￥

５．手数料の額の内訳

項　目		金　額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
合　計		
内　訳	消費税 10％対象	
		（消費税　　）

６．特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会
○○○部
Tel（　　）　－　　Fax（　　）　－

［第１号様式］

引受承諾書

第　　号
令和　　年　　月　　日

（申請者）　　様

一般財団法人神奈川県建築安全協会
登録番号：

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第２条第１項の規定に基づいて引受けます。

記

１．受 付 日
令和　　年　　月　　日

２．建設場所

３．対象住宅の区分
【中古住宅】

□ 一戸建て等　□ マンション	
□ フラット３５のみ　□ フラット３５＋財形住宅融資（ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅、ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ） □ 財形住宅融資（ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅、ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ）のみ □ 財形住宅融資（ﾘﾕｰｽｽ住宅、ﾘﾕｰｽﾏﾝｼｮﾝ）のみ □ 中古住宅借換融資	
S 適用基準	金利 B プラン □ 省エネルギー性（□ 開口部断熱　□ 外壁等断熱）□ バリアフリー性
	金利 A プラン □ 省エネルギー性 □ 耐震性（□耐震等級　□免震建築物） □ バリアフリー性　　□ 耐久性・可変性
	ZEH □ ZEH(-M)　　□ ZEH(-M) Oriented
維持保全型	維持保全型 □ 長期優良住宅　　□ 管理計画認定マンション □ 安心 R 住宅　　□ インスペクション実施住宅 □ 既存住宅売買瑕疵保険付保住宅
中古プラス	□ 有　　□ 無

４．手数料の額
￥

５．手数料の額の内訳

項　目		金　額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
合　計		
内　訳	消費税 10%対象	（消費税　　）

６．特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会
○○○部
Tel (　　)　－　　Fax(　　)　－

［第１号様式］

引受承諾書

第　　号
令和　　年　　月　　日

（申請者）　　様

一般財団法人神奈川県建築安全協会
登録番号：

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第２条第１項の規定に基づいて引受けます。

記

１．受 付 日
令和　　年　　月　　日

２．建設場所

３．対象住宅の区分
【中古リノベ】

□ 一戸建て等　□ マンション	
申請区分	□ 事前確認（物件売買時） □ 適合証明（リフォーム工事後）
S 適用基準	□　金利 B プラン　□金利 A プラン
性能の向上に資する リフォーム工事の種別	□省エネルギー性　□耐震性 □バリアフリー性　□耐久性・可変性
中古プラス	□　有　　□　無

４．手数料の額
￥

５．手数料の額の内訳

項　目		金　額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
合　計		
内　訳	消費税 10%対象	（消費税　　）

６．特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会
○○○部
Tel (　　)　－　　Fax(　　)　－

［第１号様式］

引受承諾書

第　　号
令和　　年　　月　　日

（申請者）　　様

一般財団法人神奈川県建築安全協会
登録番号：

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第２条第１項の規定に基づいて引受けます。

記

１．受 付 日
令和　　年　　月　　日

２．建設場所

３．対象住宅の区分
【賃貸住宅リフォーム】

□ 一戸建て等　□ 共同建て
□ 賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット） □ 賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修） □ 賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅） □ 賃貸住宅リフォーム融資（サービス付き高齢者住宅）

４．料金の額
□ 賃貸住宅リフォーム工事計画確認　　□ 賃貸住宅リフォーム工事適合証明
□ 工事計画確認後の変更
￥

５．手数料の額の内訳

項　目		金　額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
合　計		
内　訳	消費税 10%対象	
		（消費税　　）

６．特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会
○○○部
Tel（　　）　－　　Fax（　　）　－

［第２号様式］

適合しない旨の通知書

第　　号
令和　　年　　月　　日

（申請者）　　様

一般財団法人神奈川県建築安全協会

令和　年　月　日に業務契約を行いました下記の申請については、検査等の結果、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準に適合しませんので、神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第９条第２項の規定に基づき通知します。

記

１．受付日　　令和　　年　　月　　日

２．受付番号　　第　　号

３．建設場所

４．申請の区分

□設計検査申請　□中間現場検査申請　□竣工現場検査申請

□中古住宅

□事前確認（物件売買時）申請

□適合証明(リフォーム工事後)申請

□賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請　□賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請

５．対象住宅の区分

新築住宅（	）	□一戸建て等	□共同建て
中古住宅（	）	□一戸建て等	□マンション
賃貸住宅（	）	□一戸建て等	□共同建て

６．適合しない理由

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会
○○○部
Tel（　）　－　　Fax（　）　－

［第３号様式］

取下げ届

令和　　年　　月　　日

一般財団法人神奈川県建築安全協会　様

届出者氏名

下記の申請を取下げたいので、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第 10 条第１項の規程に基づき届出します。

記

１．引受年月日　　令和　　年　　月　　日

２．引 受 番 号　　第　　適合　　号

３．申請の区分

□設計検査申請
□中間現場検査申請
□竣工現場検査申請
□中古
　□事前確認（物件売買時）申請
　□適合証明申請
□賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請
□賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請

４．建築場所、設置場所の地名地番

（備考）
１　届出者は、建築主としてください。
２　代理者が届出を行う場合は委任状を添付してください。
３　２通提出してください。
４　この取下届は、当協会でフラット申請引受承諾書を交付されたもののみについて提出してください。